



【同志社刑事判例研究会】インターネット上の名誉毀損

著者	緒方 あゆみ
雑誌名	同志社法學
巻	61
号	6
ページ	153-167
発行年	2010-01-31
権利	同志社法學會
URL	http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000012095

インターネット上の名誉毀損

(東京高裁平成二二年一月三〇日判決、平成二〇年(う)第一〇六七号、名誉毀損被告事件)
公刊物未登載、LEX/DB文献番号二五四五〇八五九

緒方 あゆみ

【事実の概要】

会社員である被告人Xは、甲が主催するA団体が、その思想に反する人物らとの間でパソコン通信上において活発な批判の応酬を行っていることに興味を抱くに至り、自己のホームページ上でAに関する記事を掲載するようになった。そのうち、Xは、フランチャイズによる飲食店Bの加盟店を統括する株式会社C食品の代表取締役乙が甲の息子であり、AがCの母体であって、Bの売り上げがAの活動資金として流れているとか、Cを信用して多額の投資をしたにもかかわらず結局は財産を失った加盟店があるといった情報に接し、一般人に対して注意を喚起するつもりで、同ホームページ上でAに対する批判を本格化させていった。その後、Xは、Aの関係者と思しき複数の者から数回に亘る脅迫メール

や書き込みを受信し、これに対抗することを繰り返しているうちに、表現行為が次第にエスカレートしていき、Cに對する名誉毀損的な表現(＝AとCとの間の一定の(緊密な)関係性および資金的な一体性を強く批判する文章)をホームページに掲載し続けた。この行為は、刑法二三〇条一項の名誉毀損罪にあたるとして、被告人は起訴された。

弁護人は、①起訴自体が不当であるとして公訴棄却を申立てるとともに、②被告人がインターネットを用いて本件表現行為に及んだ行為は、そもそも名誉毀損罪の構成要件に該当しない、③本件表現行為は公共の利害に関する事実に係り、被告人は公益を図る目的で行ったもので、摘示した事実は真実であるから、刑法二三〇条の二第一項が適用される、④仮に、被告人が摘示した事実が真実であるとの証明が十分でないとしても、本件表現行為は、被告人が公共の利害に関する事実について、公益目的のもと、確実な資料・根拠に基づいて行われたものであるから、被告人が摘示した事実を真実であると誤信したことは相当性がある、⑤本件表現行為は社会的意義を有し、被告人が脅迫を受けつつ行われた対抗言論であること等を考慮すると、同行為には可罰的違法性が欠如しているなどと主張して名誉毀損罪の成否を争った。

一番の東京地裁^①は、弁護人の前記主張を順次検討の上、①②の主張を排斥し^②、③の主張についても、「公共の利害に関する事実」であること(公共性)および「専ら公益を図る目的」であること(公益性)は肯定したものの、摘示された事実の重要な部分、すなわち、「CとAとの間の、ヒト、カネ、モノの観点から見た一体性の有無」および「BからC、CからAへの資金の流れの実態」に関して真実であることが証明されたとはいえないとして、排斥した。

ところが、一番は、④の主張については、「被告人が本件表現行為において摘示した事実が真実であると誤信したところについて、確実な資料、根拠に照らして相当な理由があったとはみられず、従来の基準によった場合には、故意がないとして無罪となることもないと考えられる」としながらも、「加害者からの一方的な名誉毀損的表現行為に対して被

害者に常に反論を期待することはもちろん相当とはいえないものの、被害者が、自ら進んで加害者からの名誉毀損的表現を誘発する情報をインターネット上で先に発信したとか、加害者の名誉毀損的表現がなされた前後の経緯に照らして、加害者の当該表現に対する被害者による情報発信を期待してもおかしくないとかいうような特段の事情があるときには、被害者の反論を要求しても不当とはいえない」とし、「このような特段の事情が認められるときには、被害者が実際に反論したかどうかは問わずに、そのような反論の可能性があることをもって加害者の名誉毀損罪の成立を妨げる前提状況とすることが許される」とした。そして、一審は、「個人利用者がインターネット上で発信した情報の信頼性は一般的に低いものと受け止められている」ことから、「加害者が主として公益を図る目的のもと、『公共の利害に關する事実』についてインターネットを使って名誉毀損的表現に及んだ場合には、加害者が確実な資料、根拠に基づいてその事実が真実と誤信して発信したと認められなければ直ちに同人を名誉毀損罪に問擬する」という解釈を採ることは相当ではなく、加害者が、摘示した事実が真実でないことを知りながら発信したか、あるいは、インターネットの個人利用者に対して要求される水準を満たす調査を行わず真実かどうか確かめないで発信したといえるときにはじめて同罪に問擬するのが相当と考える」として、「被告人は、インターネット上で情報を発信する際に、個人利用者に対して要求される水準を満たす調査を行った上、本件表現行為において摘示した事実が真実でないことを知りながら発信したとも、上記の調査をせず真実かどうか確かめないで発信したともみることではできない」として被告人に無罪を言い渡した。これに対して、検察側が控訴した。

東京高裁は、本件事案の名誉毀損罪の成否に關して、公共性、公益性、摘示した事実の真实性および真実性の誤信に關しては原審の論旨を肯定したが、⁴刑法二三〇条の二第一項の解釈・適用に關して原審が定立した新たな基準については是認することができないとして、以下のように判示して原審を破棄し、被告人に対して求刑通りの罰金三〇万円の有

罪判決を言い渡した⁽⁵⁾（上告中）。

【判旨】

「インターネットの広範な普及に伴い、そこでの情報が、不特定の、文字どおり多数の者の閲覧に供されることを考えると、その被害は時として深刻なものとなり得るのである。このことは、原判決のいう『特段の事情』が認められる場合であっても何ら異なるものではない。したがって、被害者に反論の可能性があることをもって最高裁大法廷判決が判示している基準を緩和しようとするのは、被害者保護に欠け、相当でないといわざるを得ない。」「このような情報によって名誉が不当に毀損される危険性は、原判決が想定している『信頼性が低いものとは受け止められない情報』における名誉毀損の場合と何ら異なるものではない。したがって、インターネットを使った個人利用者による情報に限りて最高裁大法廷判決が判示している基準を緩和する考え方には賛同できない。」

【研究】

I 問題の所在

本件が注目を集める理由は、第一審判決において、インターネット上での表現行為が刑法の名誉毀損罪に問われた場合、新たな判断基準、すなわち、インターネットという情報媒体の特性に着眼して、インターネットの個人利用者に関して、名誉毀損罪の免責が認められる要件を従来の判例の基準より緩和するという見解が示された点にある。

以下に、事実の真実性に誤信があった場合に名誉毀損罪が否定される要件に関する従来の判例および学説を踏まえた上で、インターネット上で名誉毀損行為がなされた場合の刑法二三〇条の二第一項の理解について、本判決の検討を行いたい。

II 従来の判例

1. 事実の真実性についての誤信と名誉毀損罪の故意

摘示された事実の真実性について錯誤があった場合、本件でも引用されている最高裁昭和四四年六月二五日大法廷判決で示された、「たとえ刑法二三〇条の二第一項にいう事実が真実であることの証明がない場合でも、行為者がその事実を真実であると誤信し、その誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らし相当の理由があるときは、犯罪の故意がなく、名誉毀損の罪は成立しないものと解するのが相当である」とする判断基準が現在も支持されており、判例実務上は、「確実な資料、根拠に照らし相当の理由があるかどうか」という基準を前提に、具体的なあてはめが行われている。⁸⁾

2. インターネット上で名誉毀損行為がなされた場合

本件のような刑事名誉毀損事件において、表現行為がなされたインターネットという情報媒体の性格に着眼し、誤信の相当性に関して、新聞や本などの出版物やテレビ・ラジオのような旧来からある情報媒体による名誉毀損の場合と異なる基準で判断がなされた事例は、これまで見当たらない。

本件第一審判決は、前掲最高裁昭和四四年大法廷判決が示した基準を引用し、本件が認定する事実関係によれば、本

件においては、「被告人が本件表現行為において摘示した事実が真実であると誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らして相当な理由があったとはみられず、従来の基準によつた場合には、故意がないとして無罪となることもないと考えられる」と判示している。しかしながら、「インターネット上の表現行為について従来の基準をそのまま適用すべきかどうかは、改めて検討を要するところである」として、インターネットの個人利用者に関しては、名誉毀損罪の免責が認められる要件を従来判例の基準より緩和するという見解を示した。その理由として、①インターネットにおける個人利用者の表現行為については、これまでのマス・メディアと個人との関係とは異なり、相互に情報の発受信に対して対等の地位に立ち言論を応酬しあえるので、容易に加害者に対して反論することができること、②インターネットを利用して表現行為をする個人利用者に対し、マス・メディア等の高い取材能力や綿密な情報収集、分析活動が期待できないことについては利用者一般が知悉しており、個人利用者がインターネット上で発信した情報の信用性は一般的に低いものと受け止められていること等をあげている。そして、摘示した事実が真実ではないことを知りながら発信したか、あるいは、「インターネットの個人利用者に対して要求される水準を満たす調査」をせず真実かどうか確かめずに発信したといえるときに初めて名誉毀損の罪責を問うるとの新たな判断基準を提示したのである。

Ⅲ 学説

1. 刑法二三〇条の二第一項の成否について

刑法二三〇条の二第一項は、摘示された名誉毀損的事実が公共の利害に関するものであり（事実の公共性）、摘示の目的がもつぱら公益を図るものであったこと（目的の公益性）を満たす場合において、当該事実の真实性を証明できたとき（事実の真实性の証明）は名誉毀損として処罰しないことを定めている。事実の真实性の証明に関して、学説は、

摘示事実の全部について証明する必要はなく、その主要・重要な点について証明すれば足りるとしている。

真実性の誤信があった場合、すなわち、行為者は当該事実を真実だと思ったが事実証明に成功しなかった場合については、学説は、処罰阻却事由説と違法性阻却事由説とで対立している。前掲最高裁昭和四四年大法院判決は、違法性阻却事由説の立場から、真実性の証明ができなかった以上は違法性を阻却することはないが、証明可能な程度の資料・根拠に基づいて誤信した場合は、故意を阻却するとしている。しかし、真実性の誤信は常に違法であるとする前提でこれを故意の問題として論ずるのは妥当ではない。したがって、真実であることが証明できる程度の確実な資料・根拠に基づいて事実を摘示した場合には、正当な言論の行使として社会的相当性を有し、真実を表現したのと同様の価値を認め、正当行為として違法性を阻却すると解すべきであろう。⁹⁾

2. インターネット上の名誉毀損と対抗言論の法理

民事の名誉毀損事案では、対抗原理の法理が取り上げられることが多い。対抗言論の法理とは、言論により毀損された名誉は、さらなる言論によりある程度までは回復が可能であるから、被害者が加害者と同等のメディアにアクセスが可能であり、かつ、被害者に反論に係る負担を課しても衡平を失しないという事情が認められる場合、両者いずれの言いが正当であるかは聴衆の判断に委ね、国家（＝裁判所）の介入を回避すべきであるとする法理論¹⁰⁾をいう。したがって、対抗言論の法理を用いた場合、現実には被害者から反論がなされて名誉が回復したかどうかは問われず、加害者の名誉毀損的表現は被害者がmore speech（＝対抗言論）¹¹⁾で対抗すべきであるとして違法性が欠けるとする。判例でも同法理を採用して判断した例があり、本件第一審判決についての調査官解説も同法理を肯定的に紹介している。しかし、学説は、同法理に関して消極的・批判的な見解も多く、判例実務上もまだ明確な立場を示しているものがない。

IV 本判決の検討

本件一審・二審は同一の事実関係を前提にし、刑法二三〇条の二第一項の解釈・適用に関して、公共性と公益性は肯定しながらも、摘示した事実が真実であると誤信したことについては、前掲最高裁昭和四四年大法院判決により確立された「確実な資料、根拠に照らして相当な理由があつたと認められるか否か」という基準を用いて否定した結論は同じである。したがって、本来は、二三〇条の二第一項により真実性の証明に失敗したとして有罪となるべき事案である。しかし、一審が無罪、二審が有罪と判断が分かれたのは、一審が、被害者の反論可能性やインターネット上の情報の信頼性の低さを理由として、マスコミや専門家ではない被告人のような「インターネットの個人利用者」に、真実性の誤信について前掲最高裁昭和四四年大法院判決が示した基準をそのままではめるべきではないとして要件を緩和すべきとしたからである。以下に、一審および本判決の判断について検討する。

1. 誤信の免責根拠としての対抗言論について

一審は、被害者の反論可能性を理由に名誉毀損罪の成立を否定しており、民事の名誉毀損事案で問われることの多い対抗言論の法理を肯定的に採用しているといえよう。この点に関しては、本件の場合、被害者は加害者から一方的に誹謗・中傷されているのではなく、被害者が自らの意思で論争の場に踏み込み、かつ互いに挑発的な表現を行っている⁵⁵で、加害者・被害者が対等に議論できるといった状況下にあるならば、本判決が、反論の可能性の存在が名誉毀損罪の成立を妨げる前提状況となる⁵⁶としている点は理解可能であるとして同法理を支持する見解がある。これに対し、被害者としては、その事実摘示を認識してもこれへの反論を敢えてなさないことを自身の名誉の防衛策とすることもあろうし、たとえ反論可能性が被害者自身による法益の防御可能性を意味するとしても、これを加害者の行為の違法性の程度

などの判断に直結させることは妥当でないとして、反論可能性を考慮すべきでなく、従来通りの判例の基準により相当性の有無を慎重に判断すれば足りるとする見解もある¹⁶⁾。

これらの見解の対立については、一審判決を支持する見解も対抗言論の法理が成立する場合を限定しているように、本件事案のような加害者・被害者がともにインターネットを駆使して意見を主張しあうというような場合は多くはないであろうから、インターネット上の名誉毀損事案だからといって抽象的な対抗言論の可能性をもって違法性の存否に影響を与えると考えるべきではない¹⁸⁾。また、被害者が実際に反論したとしても、加害者が被害者の社会的評価を害した、すなわち被害者の名誉を毀損したという事実は変わらないのであり、被害者に反論可能性があったことを「特段の事情」として考慮することは妥当ではないとした本判決の判断は妥当であると考ええる。

2. インターネット上の個人発信情報の信頼性について

個人利用者がインターネット上で発信した情報の信頼性について、一審は「一般的に低いものと受け止められている」とし、本判決は「必ずしも信頼性が低いとは限らない」としている。この点に関しては、「たとえこれら個人発信情報に誤りが多々あるとしても、このことはその真否を慎重に弁えるべきことをその利用者一般に警鐘する理由とはなれ、他人の名誉を毀損しうる誤った情報を発した個人につき免責の余地を拡大すべき事由とはならない」として一審の判断を批判する見解がある¹⁹⁾。たしかに、インターネット上の情報は玉石混合であるが、しかし、利用者が最初からインターネット上で公表されている情報を真実ではないと疑って閲覧しているわけではなく、インターネットの個人利用者が発信した情報であっても、それなりの取材・調査に裏付けされたものであれば、メディア等が発信した情報と同様に信頼するであろう。したがって、インターネットの個人利用者だからという理由で一律に情報の信頼性が低いとした一審

の判断は妥当でない⁽²⁰⁾と考える。

3. 真実性の誤信に関する判断基準

真実性の誤信に関して、一審は、インターネットの個人利用者については、マスクミや専門家と同等ではなく、「個人利用者に対して要求される水準を満たす調査」を行ったかどうかで判断するという新しい判断基準を示し、被告人に対して名誉毀損罪の罪責は問い得ないとした。その理由として、前掲最高裁昭和四四年大法院判決のような名誉毀損の免責基準は、マスクミ等の報道機関を想定しており、インターネットの個人利用者には、報道や出版、専門家等に対するのと同程度の高い取材能力や綿密な情報収集や分析活動は期待できないこと、および個人が公共の利害に関する事実について真実性を立証するのは困難であることをあげている。その上で、インターネットにおける個人利用者の表現行為に対しては、従来の判例の判断基準をそのまま適用することは妥当でないと判断し、インターネットにおける個人利用者の調査義務を軽減することにより、名誉毀損罪の成立範囲を限定したものと解される。

しかし、本判決は、一審の判断基準について、「個人利用者によるインターネット上での表現行為について名誉毀損罪の成否に関する独自の基準を定立し、これに基づき被告人に名誉毀損罪は成立しないとした原判決は、刑法二三〇の二第一項の解釈・適用を誤ったものと言わざるを得ない」と判示して、従来の判例の立場を踏襲して被告人に名誉毀損罪が成立するとした。その理由としては、被害者がさらなる社会的評価の低下をおそれて反論を控えるケースがあること、インターネットの個人利用者が発信する内容は必ずしも信頼性が低いとはいえないこと等をあげている。

一審の判断については、前掲最高裁昭和四四年大法院判決の前提よりも軽減された別個の基準を想定する必要はないとして本判決の結論を支持する見解がある一方、インターネット空間でのコミュニケーションの特殊性を踏まえ、「イ

インターネットを利用する「一般人」を基準にして、「相当な根拠」についての実質的な判断を行ったとして一審の判断を評価する見解²²⁾もある。

たしかに、一審が指摘するように、インターネットの一個人利用者に対して、情報を公開するにあたってマスコミ等のプロと同じレベルの情報収集能力は要求できないし、する必要もないであろう。しかし、そうだとしても、調査が不十分な状態で不特定多数の者が閲覧することのできるインターネット上で他者を攻撃しても名誉毀損とならないのは問題である。この点では、本判決が被害者保護に欠けるとして要件を緩和すべきではないと判示したのは妥当である。本件は、被告人の書き込みにより、Bの直営店・フランチャイズ店の営業に多大な損害を与え、本件当事者とは無関係な人たちにまで影響が生じる危険性があつたのであるから、インターネットの個人利用者限定して特に要件を緩和する必要はないであろう。

V 本判決の意義

以上の検討により、本件事案につき、一審において示されたインターネットの個人利用者については特別に名誉毀損罪の免責が認められる要件を緩和するとした判断基準を否定し、前掲最高裁昭和四四年大法院判決を踏襲して被告人を有罪とした本判決の判断は妥当であると考ええる。

インターネットの個人利用者につき、マスコミ等と同等の真实性の証明を求めるといふ点に関しては、インターネット空間という特殊性を考慮して実質的に判断をしようとした一審の姿勢は評価されるべきである。本件被告人・弁護人は、全く根拠の無いデマを調査もせず書いたのではなく、単なるインターネット上の誹謗中傷事件ではないと主張しており、一審も二審も公共性・公益性を認めているにもかかわらず、問題のある企業・団体について取り上げている

告発サイト等の管理人についても、マスコミと同じような確実な証拠を示さない限りは刑事罰が科されてしまうのではなく、表現の自由への萎縮効果が懸念されると反論している。²³⁾

インターネット上での書き込みが刑法の名誉毀損罪に問われた刑事判例はあまり多くはない。インターネットが社会に広く浸透し、書き込みをめぐるトラブルも少なくない現状からすれば、同種の問題が今後も起きることは十分予想される。本件は現在上告中であり、最高裁の判断を待ちたい。

本判決（および原審）に関する評釈・論文として、以下のものがある。

園田寿「インターネット上の名誉棄損」ジュリスト一三七六号（二〇〇九年）一八八頁以下（二審）、同「ネット上の名誉毀損に無罪判決——東京地判平成二〇〇二年二月二九日判時二〇〇九号一五頁」法学セミナー六四八号（二〇〇八年）三八頁以下（一審）、永井義之「インターネットと名誉・わいせつ犯罪——東京地裁平成二〇〇二年二月二九日判決および盗撮画像公開事案を素材に——」刑事法ジャーナル一五号（二〇〇九年）一〇頁以下（二審）、紀藤正樹「ネット書き込みで名誉棄損は成立するのか」法学セミナー六五五号（二〇〇九年）六頁以下（二審）。上村都「インターネットによる名誉毀損東京地判平成二〇〇二年二月二九日と東京高判平成二二年一月三〇日」法学セミナー六五九号（二〇〇九年）四頁以下（二審）、進士英寛「インターネットを用いた表現行為と名誉毀損罪の成否に関する東京高判平成二一・一・三〇の意義」NBL九一五号（二〇〇九年）五五頁以下（二審）。

(1) 東京地裁平成二〇〇二年二月二九日判決、判例時報二〇〇九号一五一頁、判例タイムズ二二七七号四六頁。

- (2) 弁護人の②の主張が採用されなかった理由として、東京地裁は、「名誉毀損罪はいわゆる抽象的危険犯と解されるから、いったん表現された以上は、それが反論の容易なインターネット上でなされたものであるからといって、同罪の構成要件該当性を否定することはできない」と判示している。
- (3) 被告人の本件表現行為につき公共性を認めた理由として、東京地裁は、C社の経済的活動の内容や規模、影響力等をあげている。
- (4) 公共性については、第二審では特に論点として言及していない。公益性に関しては、被告人の表現に疑問を感じさせるものも散見されるとしながらも、それ自身が名誉毀損等に該当しない限りは許容されるとした。
- (5) 量刑に関しては、本件は模倣性が強い犯行であること、本件表現はC社の社会的評価を低下させるおそれがあり、また、調査不十分のまま真実とは認められない事実をホームページ上に掲載し、不特定多数の者の閲覧可能な状態においていたことから、被告人の刑事責任を軽視することはできないが、被告人に前科前歴がないこと、本件に関連する民事訴訟で命じられた損害賠償金を全額支払っていることが考慮された。
- (6) 刑集二三巻七号九七五頁、判例時報五五九号二五頁、判例タイムズ二三六号三四頁（夕刊和歌山時事事件）。
- (7) 類似判例としては、最高裁昭和四六年一〇月二二日決定（刑集二五巻七号八三八頁、判例時報六四七号二七頁、判例タイムズ二七一号二五九頁）および最高裁昭和五一年三月二三日決定（刑集三〇巻二号二二九頁、判例時報八〇七号八頁、判例タイムズ三三五号一四六頁）があり、現実性の誤信に相当の理由がないとして故意の阻却を否定した。
- (8) 判例時報二〇〇九号一五一頁、本件第一審判決の解説。
- (9) 大谷實『刑法講義各論（新版第三版）』（成文堂、二〇〇九年）一六七頁。この見解に対して、井田良『新論点講義シリーズ2刑法各論』（弘文堂、二〇〇七年）七八頁から、公共の利害に関する事実をめぐる正当な言論活動は、特別に設けられた二三〇条の二ではなく、一般的総則規定である三五条により正当化されることになり、解釈論としての不自然さは認めないとする批判がなされている。しかし、あくまでも二三〇条の二が原則なのであり、それが適用できない場合に初めて三五条の適用を検討し、例外的に二三〇条の二に準じて違法性を阻却するものと考えるので、この批判は妥当しない。大谷・同二六八頁。
- (10) 対抗言論の法理に関しては、高橋和之「インターネット上の名誉毀損と表現の自由」高橋和之・松井茂樹編『インターネットと法』【第三版】（有斐閣、二〇〇四年）一五九頁以下。
- (11) 山口成樹「パソコン通信上の名誉毀損と対抗言論の法理——ニフティサーブ（本と雑誌フォーラム）事件」メディア判例百選（別冊ジュリ

- スト一七九号、二〇〇五年) 二二七頁。
- (12) 例えば、東京地裁平成一三年八月二七日判決(判例時報一七七八号九〇頁、判例タイムズ一〇八六号一八一頁)、東京高裁平成一三年九月五日判決(判例時報一七八六号八〇頁、判例タイムズ一〇八八号九四頁)。これらは、いわゆるニフティサーバー事件と呼ばれるものである。
- (13) 判例タイムズ一七二七号四七一四八頁。
- (14) 高木篤夫「インターネット上の名誉毀損とプライバシー侵害」法律のひろば二〇〇二年六月号三五頁は、反論の機会が与えられるからといって、名誉を毀損する発言による社会的評価の低下の危険性がなくなるわけでもないし、違法性がなくなるわけでもないで、インターネットの普及した中で侵害の危険にさらされやすくなった名誉の保護に著しく欠ける結果を招きかねないと主張している。対抗言論の法理に関する判例・学説の議論を検討したものと、和田真一「インターネット上の名誉毀損における当事者の匿名性をめぐる問題」立命館法学二九二号(二〇〇三年)四九〇頁以下。
- (15) 園田寿「ネット上の名誉毀損に無罪判決——東京地判平成二〇〇二年二月二九日判時二〇〇九号一五頁」法学セミナー六四八号(二〇〇八年)四一頁。
- (16) 永井義之「インターネットと名誉・わいせつ犯罪——東京地裁平成二〇〇二年二月二九日判決および盗撮画像公開事案を素材に——」刑事法ジャーナル一五号(二〇〇九年)一二頁。
- (17) 本件事案の場合でも、A側がXによる名誉毀損的表現を誘発したわけではなく、Xの名誉毀損的表現は執拗なものであったので、対抗言論の法理は適用できないとする見解として、進士英寛「インターネットを用いた表現行為と名誉毀損罪の成否に関する東京高判平成二一・一三〇の意義」NBL九一五号(二〇〇九年)六〇一六一頁。
- (18) この点に関して、高木・前註(14) 三六頁。
- (19) その理由として、当該摘示事実の内容自体についてはない行為者属性的な情報信憑性の低さを真実確認の負担軽減に作用させるとすると、個人によるネット上での情報公開は、著しく軽率な誤信に基づく虚偽事実の公表であっても名誉毀損の罪責を免れることとなりうるとする。永井・前註(16) 二二一—二三頁。
- (20) 一番の判断基準について憲法学的な見地から検討したのもとして、上村都「インターネットによる名誉毀損」法学セミナー六五九号(二〇〇九年) 五頁。
- (21) 永井・前註(16) 一三一—一四頁。

(22) 園田・前註(15) 四〇―四一頁。

(23) 本件被告人HP (<http://homepage3.nifty.com/kansatsukai/>)、紀藤正樹「ネット書き込みで名誉棄損は成立するのか」法学セミナー六五五号(二〇〇九年)七頁。